

郵便入札心得(委託役務版)

大 阪 府

(目的)

第1条 この心得は、一般競争入札心得で定めるもののほか、一般競争入札に郵便で参加しようとする者が守らなければならない事項を定めるものとする。

(郵便入札)

第2条 郵便により入札に参加しようとする場合は、次の各号により行わなければならない。

- (1) 入札書に記名押印又は署名の上、申し込まなければならない。
- (2) 入札書に記載する日付は、申込日とすること。
- (3) 入札書は封かん(入札書封筒の様式は別紙1)しなければならない。この封筒の表に札回数(第1回～第3回)、会社の所在地、会社名、代表者名、入札結果連絡先を記入し、押印(裏面割印)しなければならない。なお、共同企業体の場合は、企業体名及び代表者の所在地、会社名、代表社名、入札結果連絡先を記入し、押印(裏面割印)しなければならない。
- (4) 3通の入札書及び入札参加資格確認結果通知書(写)を表封筒(様式は別紙2とし、以下「封書」という。)に入れ、大阪府契約局総務委託物品課委託役務グループあて書留郵便で提出しなければならない。
- (5) 予定価格を事前公表して行う入札においては、入札回数を1回とすることから、第3号に規定する札回数の記入は不要とする。また、第4号に規定する入札書は1通とする。
- (6) 低入札価格調査制度を適用する業務において、低入札価格調査基準価格(以下「調査基準価格」という。)未満の価格で入札書を提出した落札候補者(予定価格を入札執行前に公表する場合においては、調査基準価格未満の価格で入札する入札参加者)は、低入札価格調査に必要な資料(以下「調査資料」という。)を指定した日までに、入札書と同様に、書留郵便で提出しなければならない。

(郵便入札の提出期限)

第3条 郵便による提出期限は、入札説明書等で別途定める。

(無効の入札)

第4条 次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 期限までに到達しない封書。
- (2) 封書が2通以上のとき。
- (3) 入札参加資格確認結果通知書(写)を欠くとき。
- (4) 入札書封筒に記名押印がないとき。
- (5) 札回数の判別が不可能なとき。ただし、予定価格を事前公表して行う入札についてはこの限りでない。
- (6) 調査資料が期限までに到達しない場合に、調査基準価格未満の価格でした入札

(入札書の引換等の禁止)

第5条 一度提出された封書の引換え、変更または取り消しはできない。

(入札の執行)

第6条 郵便で参加した入札者の開札は、入札執行の日時及び場所において、入札者に代わって、当該入札事務に関係のない大阪府の職員を立ち合わせて行うものとする。

(同価格の入札者が2人以上あるときの落札者の決定)

第7条 落札となるべき同価格の入札が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定することとし、郵便で参加した入札者がこれに該当するときは、第6条に規定する入札事務に関係のない大阪府の職員が入札者に代わって行うものとする。

(結果連絡)

第8条 郵便入札参加者には、電話もしくはファクシミリで入札結果を連絡するものとする。

(その他)

第9条 入札説明書等で特に指示した場合、貸与した設計書等の資料は、入札契約担当職員が指定する日時場所に返還しなければならない。

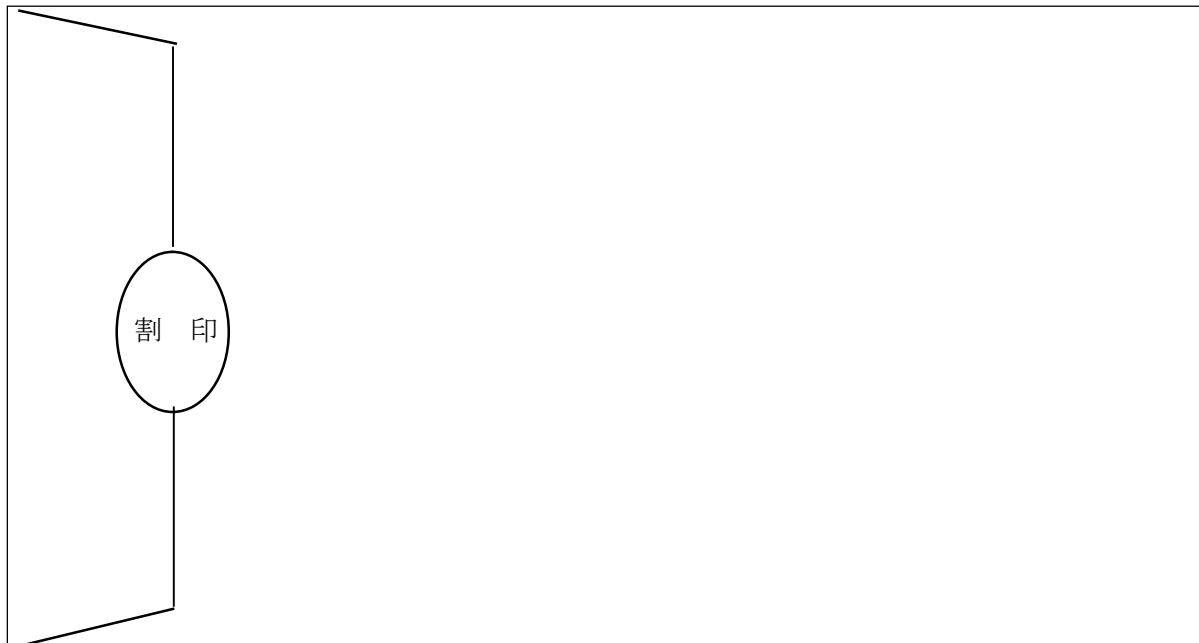
別紙 1

(入札書封筒)

(表)

第 回 入 札 書	
入札日時	○年○月○日 午○ ○○時○○分
業 務 名	_____ 業務
入 札 者	○○市○○町○丁目○番○号 ○○○○○サービス株式会(社) 代表者 ○○○○ 印
(入札結果連絡先○○○-○○○○ ○○○課○○○係)	

(裏)



(表封筒)

※〔入札書等在中〕と朱書し、親展で提出すること。

	5	4	0	8	5	7	0
--	---	---	---	---	---	---	---

大阪市中央区大手前二丁目

大阪府総務部契約局

総務委託物品課委託役務グループ宛

〔入札書等在中〕

入札日 ○年○月○日

業務名 ○業務

入札者 ○サービズ株式会社

代表者 ○